

○ひたちなか市水道事業有料広告掲載取扱要綱

平成19年3月30日

水道部訓令第1号

改正 平成20年11月28日水道訓令第1号

平成25年12月18日水道訓令第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、水道事業管理者（以下「管理者」という。）及び管理者が業務委託する者が発行する印刷物に広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載基準)

第2条 印刷物に掲載することができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に掲げる貸金業に該当するもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (6) その他掲載することが適当でないと管理者が認めるもの

(広告の掲載順位)

第3条 広告の掲載申込みが重複した場合、掲載する広告の順位は、次のとおりとする。

- (1) 私企業のうち公共性の強いもの
 - ア 電気又はガス供給、電信電話、旅客運輸、新聞、放送等
 - イ 市内に本店又は支店を有する銀行、信用組合、信用金庫、農業協同組合等
- (2) 市内の商店街、市場、専門店の連合体
- (3) 市内の商店、事業所等
- (4) 市内で活動する公益的法人、各種市民団体
- (5) その他掲載基準を満たすもの

(広告掲載料等)

第4条 印刷物の名称、掲載する位置、広告の大きさ、広告の色及び広告掲載料は、次の表のとおりとする。

印刷物の名称	掲載する位置	広告の大きさ	広告の色	広告掲載料 (6か月分)
上下水道使用水量のお知らせ	裏面1 / 3	横70mm×縦77mm	単色	216,000 円(税込)
			多色	432,000 円(税込)

2 広告の掲載期間は、1件につき6か月とする。

(広告掲載の募集)

第5条 管理者は、ひたちなか市水道事業所(以下「水道事業所」という。)ホームページにより掲載する広告を公募する。

2 管理者は、必要に応じて個別に広告掲載の募集案内をすることができる。

(広告掲載の申込等)

第6条 広告掲載の申込みができる者は、市内に事業所、店舗等を有する者とする。

2 広告掲載の申込みは、ひたちなか市水道事業有料広告掲載申込書(様式第1号)に当該広告の原稿を添え、指定された期日までに管理者に提出しなければならない。

3 提出された原稿、図面等は、返却しない。

4 提出する原稿は、水道事業所の指定する仕様とする。

5 前4項の原稿作成に要する経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の決定等)

第7条 管理者は、前条の規定による申込みがあったときは、第2条に基づき速やかに内容の審査を行い、広告掲載の可否を決定し、ひたちなか市水道事業有料広告掲載(不掲載)決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

2 管理者は、前項に規定する広告掲載の可否決定を行うにあたり、同一広告掲載位置に、第3条の掲載順位を同じにする複数の申込みがあったときは、抽選により決定するものとする。

(委員会)

第8条 前条第1項に規定する広告内容審査のため、ひたちなか市水道事業有料広告掲載審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の組織等に関し、必要な事項は、別に定める。

(広告主の責任)

第9条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第10条 管理者は、広告の掲載決定の通知後において、水道事業の運営上支障があるとき、管理者が指定する期日までに広告主が指定された書類を提出しなかったとき、又は広告掲載料を納付しなかったときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

2 管理者は、広告の掲載後において、第2条各号に該当する事実が判明し、若しくは新たに現出したとき、又は広告内容にある実態が変更され、若しくは消滅したときは、広告掲載を取り消すことができる。

(広告掲載料の納付)

第11条 広告主は、管理者の指定する期日までに第4条第1項に規定する広告掲載料を納付しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第12条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責によらない理由により、広告が掲載できなかったときは、この限りでない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が定める。

付 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年水道訓令第1号)

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。

付 則 (平成25年水道訓令第1号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

ひたちなか市水道事業有料広告掲載申込書

年 月 日

ひたちなか市水道事業管理者 殿

申込者

住 所 (所 在 地)	
氏 名 又 は 名 称	
代 表 者 名	
連 絡 先	電 話
	F A X
	担当者名

ひたちなか市水道事業有料広告掲載取扱要綱第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

1 広告の内容(趣旨)

2 広告掲載料の支払い

広告掲載が決定された際は、広告掲載料として金 円を指定された期日までに支払います。

3 広告原稿

別添のとおり

4 掲載条件の遵守

広告掲載が決定されたときは、別紙の掲載条件を遵守することに同意します。

掲 載 条 件

1 広告掲載料の納入

この広告掲載決定通知書により通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、広告掲載料として広告掲載決定通知書に掲げる額を、指定された方法により期限内に納入してください。

2 広告原稿の提出

- (1) 広告原稿は、広告掲載決定通知書に掲げる方法等により提出してください。
- (2) 提出された広告原稿とデジタルデータは、ひたちなか市水道事業有料広告掲載取扱要綱第2条の規定に反しないものであり、かつ、第三者の権利を侵害しないものとします。
- (3) 提出された広告原稿とデジタルデータの内容が、(2)に違反するとき、又は第三者の権利を侵害するおそれがあると認められるときは、当該広告原稿とデジタルデータの変更を求めることがあります。
- (4) 広告主は、広告原稿とデジタルデータを提出した後、ひたちなか市水道事業所(以下「水道事業所」という。)が認めた場合を除き、当該広告原稿とデジタルデータの変更を行えません。

3 事前打ち合わせ

広告主は、印刷前に必ず水道事業所と打ち合わせを行うものとします。

4 権利義務の譲渡等

広告掲載に関する一切の権利について、第三者への譲渡又は転貸を禁止します。

5 広告掲載の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消すことがあります。

- (1) 広告主が、1項、2項、3項、4項の規定に違反したとき。
- (2) 広告主が、2項(3)の規定による変更の求めに応じないとき。
- (3) 広告主が虚偽の申込みをしたとき。
- (4) その他印刷物の編集、発行上支障が生じたとき。

6 広告掲載料の返還

納付した広告掲載料は、返還いたしません。ただし、広告主の責によらない理由により広告掲載の取消しをしたときは、返還することがあります。

7 広告掲載内容の変更等

広告掲載後、広告主の都合による広告掲載内容の変更はできません。また、広告主が倒産、破産等により広告掲載の必要がなくなった場合、広告の取扱いは水道事業所が行います。

8 広告主の責任

掲載された広告の内容に関する紛争については、広告主の責任において解決するものとし、水道事業所はいかなる責任も負わないものとします。

9 免責

2項(3)の規定による変更、5項の規定による取消し、7項の規定による変更の禁止又は天災地変、暴動、事故等の不可抗力その他水道事業所の責によらない原因により生じた損害について、水道事業所はその賠償の責を負わないものとします。

10 その他

広告の掲載に係る手続については、担当職員の指示に従ってください。

様式第2号(第7条関係)

年 月 日

殿

ひたちなか市水道事業管理者 ㊟

ひたちなか市水道事業有料広告掲載(不掲載)決定通知書

年 月 日付で申込みのあったひたちなか市水道事業有料広告掲載について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

1 次により広告掲載します。

(1) 広告掲載内容

(2) 広告掲載期間 年 月 日から 年 月 日まで

(3) 広告掲載料 金 円

(4) 納入方法 年 月 日までに別添の納入通知書によりお支払いください。

(5) 広告原稿 広告原稿は、年 月 日までに提出してください。

(6) その他 ① 指定された期日までに広告掲載料が支払われないときは、ひたちなか市水道事業有料広告掲載取扱要綱第10条第1項の規定により、広告掲載の決定を取り消します。
② ひたちなか市水道事業有料広告掲載取扱要綱第10条第2項の規定により、広告掲載の削除をすることがあります。

2 次により広告掲載できません。

理由

様式第 1 号 (第 6 条関係)

様式第 2 号 (第 7 条関係)